

## 今後の検討について

### 1. 長期戦略策定に当たっての視点

長期低炭素ビジョンや諸外国の長期戦略等を踏まえ、我が国が長期戦略を策定するに当たっては次のような視点が必要ではないか。

#### (1) パリ協定に基づくものであること

パリ協定の締結国として、パリ協定の規定に基づき作成する長期戦略は、パリ協定に整合的なものとなるよう策定する必要がある（根拠規定類は参考参照）。

##### ① パリ協定の目標達成に資するものであること

- ・気候変動枠組条約において究極の目的とされている大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向け、パリ協定において、いわゆる2度目標や人為的な排出量と除去量の均衡の達成という目標等に合意。
- ・我が国の長期戦略は、パリ協定の目標達成に向け、我が国が目指すこととしている長期目標を達成する場合の絵姿や道筋を内容とすることが適当。

##### ② パリ協定の枠組みに沿うことを前提とするものであること

- ・パリ協定は、その目標達成に向けて、各国のNDC (Nationally Determined Contributions: 自国が決定する貢献) の見直し、報告・レビュー、世界全体の進捗点検のPDCAサイクルで、前進・向上させていく枠組みであり、全ての締約国が取り組むもの。
- ・締約国の取組については、それぞれNDCを作成し、その目的を達成するために緩和に関する国内措置を遂行することとされている。
- ・なお、他国への貢献は、自国の取組を一層野心的なものにすることを可能にする任意の協力として位置づけられ、二重計上の回避など確固とした計算方法を適用することとされている。
- ・我が国の長期戦略は、これらの点を踏まえ、パリ協定の枠組みに整合的なものとする必要がある。

##### ③ 責任ある主要排出国としての対応が必要であること

- ・我が国は、パリ協定を踏まえ、主要排出国の一つとして国内における長期大幅削減に取り組む、さらに、我が国の優れた技術やノウハウをいかして世界全体の排出削減にも貢献していくべき立場にある。

- ・なお、アメリカのパリ協定脱退方針の表明を受けた政府の方針は参考資料 2 のとおりであり、地球温暖化対策計画において掲げた 2030 年 26%削減の達成、更に 2050 年 80%削減を目指し、パリ協定の実施を通じた気候変動対策にぶれることなく引き続き取り組んでいく方針に何ら変更はない。
- ・また、G7 伊勢志摩サミットにおいて、2020 年の期限に十分先だって長期戦略を策定し、提出することをコミットしていることも踏まえる必要がある。

## (2) 科学的知見に基づくものであること

気候変動問題は科学的事実であり、長期戦略の策定を含む気候変動対策の取組に当たっては、科学的知見に基づくことが前提である。

### ① 取組の必要性に不確実性は存在しないこと

- ・気候変動による深刻な影響を回避し、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるためには、人為起源の温室効果ガスの排出削減が必要。この科学的知見について不確実性は存在しない。
- ・科学的知見、パリ協定及び被害の未然防止・予防的取組方法の原則を踏まえ、我が国においても長期大幅削減を目指す必要性は不変である。
- ・なお、実態把握や予測等の精度向上に向け、今後も引き続き科学的知見の集積は必要。

### ② 長期大幅削減を目指し、累積排出量の低減を図ること

- ・2 度目標の達成には、累積排出量を一定量以下に抑える必要。
- ・我が国においても、利用可能な最良の科学に基づき迅速な削減を進めていくことにより累積排出量の低減を図っていく必要がある。この点は我が国の長期戦略においても前提となる科学的知見である。

### ③ 長期大幅削減に必要な方向性を示すものであること

- ・長期戦略は、あらゆる主体に長期を見据えた投資や行動判断に係る方向性を与えるもの。
- ・この点を踏まえ、我が国の長期戦略は、既存の科学的知見や定量的な分析等を通して、各部門における長期大幅削減を実現する具体的な絵姿や定量的な分析結果等を示すことが必要。

## (3) 同時解決の視点に立脚すること

長期大幅削減の実現や経済、社会的諸課題の解決に当たっては、いずれも現状の取組の延長線上ではないイノベーションが必要であり、これらの課

題を同時に解決するという視点を持つことが必要である。

**① イノベーションによる解決を最大限に追及すること**

- ・革新的技術の開発や、それを普及させる経済社会システムやライフスタイルなどのあらゆるイノベーションによる解決を最大限に追及する必要がある。この点、我が国の長期戦略においても位置付けが必要である。
- ・現状の延長線上でないイノベーションを必要とする長期大幅削減の実現に向けた長期戦略の検討・策定に当たっては、「できることの積み上げ」の視点のみならず、「何をなすべきか」という視点が不可欠。

**② 気候変動対策による国内投資を促し、国際競争力を高めること**

- ・科学に基づき必要とされる気候変動対策は、長期にわたり継続的かつ大規模な投資が必要であることが予見されることから、これを我が国の更なる成長につなげていくという視点をもって長期戦略に盛り込む必要。
- ・政府として目標をぶれることなく示し、大幅削減に向けた政策を的確に講じていくことにより、国内投資を促し、イノベーションの創出につなげていく姿勢を示すことが重要。
- ・また、様々な課題や制約がある中で、我が国の技術・ノウハウをはじめ、ライフスタイルや経済社会システムといったあらゆる対応によりいち早く大幅削減を実現することは、国際競争力の源泉となる。
- ・海外における削減への貢献を長期にわたって継続していくためにも、炭素生産性等の指標も活用しつつ、国内において同時解決を念頭に置いた大幅削減をいち早く実現することが重要。

**③ 関連分野と連携すること**

- ・長期戦略に示される方向性は、次回以降の地球温暖化対策計画の見直しはもとより、関連する他領域においても織り込まれることとなる。
- ・この点を踏まえながら、エネルギー政策等の関連分野と緊密に連携しつつ、パリ協定に沿った対応を進めていく必要がある。

## <参考 関連規定類>

### パリ協定の規定（抄）

第2条1項(a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。

第4条 締約国は、第二条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでに一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

2 各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。

3 各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。

13 締約国は、国が決定する貢献の計算を行う。締約国は、国が決定する貢献に係る人為的な排出量及び除去量に関する計算に際し、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の採択する指針に従い、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上を回避することを確保する。

19 全ての締約国は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、第二条の規定に留意して、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、及び通報するよう努力すべきである。

第6条 締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。

## 気候変動に関する国際連合枠組条約（抄）

第2条 この条約及び締約国会議が採択する法的文書には、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

## G7 伊勢志摩首脳宣言（平成 28 年 5 月 27 日）（抄）

G7 は、引き続き指導的な役割を担い、パリ協定の 2016 年中の発効という目標に向けて取り組みつつ、同協定の可能な限り早期の批准、受諾又は承認を得るよう必要な措置をとることにコミットするとともに、全ての締約国に対し、同様の対応を求める。我々は、更なる野心を時間の経過とともに促進しつつ、自国が決定する貢献を、早期に透明性をもって、かつ、着実に実施することで先導することにコミットする。また、我々は、5 年ごとに行うグローバルな評価手続の定期的な検証に積極的に参加することにコミットする。我々は、2020 年の期限に十分先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し、通報することにコミットする。

## G7 タオルミーナ首脳コミュニケ（平成 29 年 5 月 27 日）（抄）

31. 我々は、集団的なエネルギー安全保障を強化し、開かれ、透明性があり、流動的な、かつ、安全な、エネルギー及び技術のための世界的な市場を確保することにコミットする。我々は、原子力を利用することを選択した全ての国々が原子力安全、核セキュリティ及び核不拡散で最高の水準を確保することを再確認する。我々は、成長と雇用の創出の観点から、エネルギー分野の変革及びクリーン・テクノロジーによって提供される重要な経済的な機会を活用することを決意する。
32. 米国は気候変動及びパリ協定に関する自国の政策を見直すプロセスにあるため、これらの議題についてコンセンサスに参加する立場にない。米国のこのプロセスを理解し、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本及び英国の元首及び首脳並びに欧州理事会及び欧州委員会の議長は、伊勢志摩サミットにおいて表明されたとおり、パリ協定を迅速に実施するとの強固なコミットメントを再確認する。

## 地球温暖化対策計画 長期目標（抄）

我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう

国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

## 長期低炭素ビジョン及び環境白書における記述

・参考資料 3 参照。

## 2. 長期低炭素ビジョンで今後検討が必要と示された記述（抄）

※長期低炭素ビジョンでは、個別具体の施策や進捗管理の在り方などについて検討の必要性が指摘されているが、ここでは長期戦略の策定に関連すると考えられる記述を抜粋。

### はじめに

地球温暖化対策計画は、「したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする」こととしているが、このビジョンは、この閣議決定をふまえて、さらにイノベーションには、技術のみでなく経済・社会システムやライフスタイルのイノベーションも含まれること、気候変動対策は、経済成長、地方創生、少子高齢社会対策などの我が国の抱える課題の同時解決にも資するものであるべきことなどの提言を含んだ、今後の政策の方向を示したものである。今後、このビジョンの考え方を我が国の政策に十分に反映させるとともに、これに沿って、効果的な施策を取り入れ、かつ、今世紀末をも視野に入れた中・長期の取り組みの戦略とさらにその具体化のためのプログラムが早急に策定されることを求めたい。

### 第 1 章 気候変動問題

#### (2) パリ協定の意義

パリ協定は、(1)で述べた科学的知見を踏まえ、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、

1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成する」、「温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させること」等为目标として掲げた。こうした目標は、現時点で最も確度の高い科学的知見に基づくものとして、我が国はもとより世界全体で合意したものである。我が国は、パリ協定を誠実に遵守する必要があることから、パリ協定の極めて野心的かつ避けることのできない目標を達成するためには、できることの積み上げの視点のみならず、何を成すべきか、という視点を加えた検討が必要となる。

## 第5章 長期大幅削減の絵姿

### (2) 様々な分野における大幅削減の社会像

以下、2050年に80%削減を実現した絵姿を、主に技術的側面<sup>(注)</sup>から描くこととする。

注：小委員会においては、経済影響、産業構造、電源構成や現時点における技術の見通し等の観点も踏まえた検討の必要性も指摘されており、今後の検討に当たっての視点の一つとして留意が必要である。

## 第6章 長期大幅削減の実現に向けた政策の方向性

### (3) 長期大幅削減に向けた着実な取組の推進

また、80%削減を目指すに当たっては、今般、その絵姿と施策の方向性について示したところであるが、現状に照らして、対策・施策に過不足がないか、環境、経済、社会を統合的に向上させながら大幅削減を実現できるかどうかの試算や検証を行うとともに、何を成すべきかという視点を持ち、いつまでにどのような対策をするか、将来像へ至る道筋の検討が重要であり、今後の課題として認識する必要がある。

## おわりに

政府は今後、パリ協定において招請されている今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略の策定検討に当たるべきであり、昨年伊勢志摩サミットにおいて「2020年の期限に十分に先立って」長期戦略を策定し、通報することにコミットしたことを踏まえ、まずは国内外に、我が国が世界全体での脱炭素社会の構築に向けて、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導していく意思があることを速やかに示す必要があろう。

他方、長期を見据えた我が国が取り組むべき課題については、本小委員会における議論においても様々な見解が示されたところであり、我が国の将来の大

きな方向性を示す長期戦略の策定に当たっても、様々な意見を踏まえ、丁寧に議論しながら検討を進めていくべきである。長期戦略の策定に当たっては、迅速さと丁寧さを兼ね合わせた対応が必要である。

### 3. 長期低炭素ビジョン小委において今後ご議論いただきたい点

- 長期低炭素ビジョンにおける指摘を踏まえ、今年度は、長期大幅削減に向けた道筋（定量的な議論を含む。）についてのご議論をいただきたい。
  
- 道筋の議論のため、当面、まずは大幅削減に不可欠と考えられる技術の見通しや世界の動向等についてのヒアリングを実施することとしたい。どの諸外国の長期戦略においても、エネルギー分野の脱炭素化が重要と示されており、こうした知見を踏まえるなら、例えば以下のような分野におけるヒアリングが考えられるのではないか。

<ヒアリング対象の例>

- ネットワーク（系統、調整力、需要面の取組、蓄電池・水素等）
- 再エネ、火力（発電設備、調整力、効率、コスト等）
- CCS、原子力発電（世界の取組状況、今後の技術的動向等）